

肉用牛売却証明書

売却者の氏名 (法人にあっては、 名称、代表者氏名)		住所			
売却年月日	年 月 日	売却価額※(注1)	外 円		
売却した市場	市場の名称				
	市場の所在地				
	市場の種類 ※(注2)	家畜市場、中央卸売市場、臨時市場、指定市場 認定市場()			
	免税の対象市場 に該当すること となった年月日	年 月 日			
売却した肉用牛	種類※ (注2)	肉用種	黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種、アバデーン・アンガス種、ヘレフォード種、ジャロレー種、その他()	雄雌の別	雄、去勢、雌
		乳用種	ホルスタイン種、ジャージー種、その他()	雄雌の別	雄、去勢 雌 〔子牛の生産の用に供されたことの有無※(注3)〕
	生年月日	年 月 日			
	家畜改良増殖法に規定 する登録※(注4) (登録証明書は別添)	登録の名称(番号)		(第 号)	
		登録機関の名称			
		登録機関の所在地			

上記のとおり売却されたことを証明します。

平成 年 月 日

市場の所在地

市場名

代表者氏名印

(中央卸売市場、指定市場等に
あっては、卸売人の氏名印)

用紙 J I S B 6

(裏面)

この証明書は、租税特別措置法第25条第1項第1号及び第67条の3第1項第1号に規定する肉用牛の売却に係る場合のみ発行する。

(注1) 「売却価額」欄には、消費税相当額3%を除いた金額を本書きし、当該消費税相当額を外書きする。

(注2) 該当部分を○でかこむ。その他の場合は()内に記入する。

(注3) 乳用種の雌の場合は、子牛の生産の用に供されたことの有無を確認し、該当部分を○でかこむ。

(注4) 租税特別措置法施行令第17条第1項及び第39条の23第1項の規定に基づき農林水産大臣が指定した登録に該当する肉用牛であって、売却価額(消費税相当額を除いた金額)が100万円を超える場合にのみ記入する。

なお、その場合は、当該登録機関が発行する登録証明書の写しを手交のこと。